

令和5年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和5年5月25日(木)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後1時30分				
閉会時刻		午後2時10分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	欠席	8	福島 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第4	専決処分について
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、11 番 鳴河 のり子委員、12 番 小岩井 義則委員にお願いします。

日程第 2 議案第19号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第19号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。

1 番、本件担当の11番 鳴河 のり子委員、申請地の状況について説明をお願いします。

11 番 鳴河 のり子委員

23日に現地を確認しました。場所は、国道407号線の鎌倉街道の信号を智光山方面に進むと左側に出てきます。状況は、金網のフェンスで囲われていて、中は草が 1 m程伸びていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は都内に本店を置き、主に、倉庫業を中心に営んでいる事業者であり、県内には 10 箇所の営業所があり、市内に旭ヶ丘地内に日高営業所、飯能市下川崎地内に飯能営業所があります。

各営業所において、近年需要が多くなり、手狭になってきているとのことで、交通アクセスの良い圏央道日高狭山インターチェンジ付近に倉庫を新規に建築するため、申請に至りました。

譲受人の業務内容として、公官庁を始め、一般企業の文書等の保管業務を行っており、業務量も増大し、業績が向上しているとのことで、建物の規模や交通の便など総合的な判断と立地が適しているとのことで当該申請地を選定しています。

なお、当該申請地は、平成 19 年 9 月 15 日付けで工場建設を目的として農振農用地地域の除外認可を受け、その後、平成 22 年 3 月 19 日付けで農地転用許可を取得していました。しかし、当時の事業計画者において、現地の造成のみ完了させ、土地を転売していることが判明した事実により、行政による指導が開始され、結果、当時の事業計画者が計画を遂行できないことが事実となったため、農地転用許可を取消す手続きが行われました。

現地の宅地造成が完了したことで地目が宅地へと変更され、開発行為の検査も終了していますが、農地転用許可が取消されているため、今回の事業計画者により新たに許可を取得するものです。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われます。

議 長

ただいま、鳴河委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 4

委員 議長	条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長(職務代理)	続いて、2番の議事に入ります前に、議事参与の制限により、会長の私が退出させていただきます。議長が不在となりますので、職務代理の13番に議長をお願いします。
7番	それでは2番の議事に入ります。本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。
議長(職務代理) 事務局	23日に現地を確認しました。場所は、高麗川中学校からベイシアへ行く道沿いで、会長宅の南側になります。状況は、きれいな畑でした。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は〇〇市に本社を置き、建設業を営む事業者です。 今回の申請は、申請地の北側で倉庫建設にあたり、建設業者において、事務所、従業員駐車場及び資材置場が必要となり、当該申請地をその用途として使用するため、一時転用の申請をしたものです。 一時転用期間は1年6か月となり、計画目的から必要性が認められると思われます。
議長(職務代理)	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長(職務代理)	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長(職務代理)	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 14番は入室してください。 議長が戻りましたので、任を解かせていただきます。
議長	日程第3 議案第20号農地利用集積計画（案）の決定について 議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
5番	議案1、本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。 21日に推進委員と現地確認しました。場所は、新堀地内にある霊巖寺から北に150mぐらいにあります。現地は、下草がきれいに刈られている状態でした。
議長 事務局	続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 借受人は市から認定農業者の認定を受けており、トマト、ピーマンなどの露地野菜を有機栽培で経営する農業者です。年間の農業従事日数は300日となります。申請地は、以前から借受人が利用権設定して利用している農地となり、引き続き経営地とするための申請となります。

議 長	ただいま、金子委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
10 番 松田 浩幸委員	続いて、議案 2、本件担当の 10 番 松田 浩幸委員、申請地の状況について説明をお願いします。 昨日、現地確認をしてきました。場所は、日和田山の入口から、かわせみ街道を高麗神社方面へ 150m 程進んだ先になります。現地にはヤマモモ、さくらんぼが植えてあり、下草が刈ってある場所と 20cm 程度生えている場所があるような状態でした。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 借受人は、東京都東村山市で子育て関係の事業を行う N P O 法人となります。借受人において保育園を開設しており、保育園の園児が遠足を兼ねて、当該申請地で収穫体験等が行える環境を整えることを目的としています。
議 長	ただいま、松田委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
事 務 局	続いて、議案 3、本件について事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 場所は、旭ヶ丘の高校通り沿いにある日高金属という会社の南側に位置します。現地は、耕耘されており、すぐに作付けできる状態でした。 借受人は、旭ヶ丘地内で酪農を営む、農地所有適格法人です。牧場では約 200 頭の乳牛を飼育し、市内では約 9 ha の農地で飼料用の作物を栽培しており、その他、越生町においても農地中間管理事業による経営地があります。 申請地においても飼料用作物を計画しており、経営地拡大のため今回の申請に至っています。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いしま

推進委員
事務局

議長
委員
議長

委員
議長

事務局

議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

す。

申請地までの道路が狭いと思われますが、大丈夫でしょうか。

隣接する農地の所有者の承諾を得て、道路と合わせて通行すると思われます。

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

続いて、議案 4 に入ります前に、議事参与の制限により 2 番は退室をお願いします。

それでは、本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

場所は、旭ヶ丘の高校通りの女影墓地のある交差点を北に約 300m 先に位置します。現地は耕耘された後の状態でした。

借受人は、市から認定農業者の認定を受けており、とうもろこし、ねぎ、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。年間の農業従事日数は 300 日となります。申請地は、借受人の経営地に近接しており、引き続き農地を集積して経営拡大を目的としています。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

2 番は入室してください。

日程第 4 「専決処分の報告」について

日程第 4 「専決処分の報告」について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号が 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 7 号が 2 件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

